

○岡山県警察のシンボルマーク及びマスコットマークに関する告示

(平成 13 年 3 月 23 日警察告示第 22 号)

改正 平成 21 年 4 月警察告示第 11 号

岡山県警察のシンボルマーク及びマスコットマークを次のように定める。

- 1 シンボルマークは、別図第 1 のとおりとする。
- 2 マスコットマークは、別図第 2 のとおりとする。

別図第 1

(1)



備考 ①は黒色又は明るい青色とし、②は黒色とする。

(2)



備考 ①は黒色又は明るい青色とし、②は黒色とする。

(3)



備考 ①は黒色又は明るい青色とし、②は黒色とする。

(4)



備考 ①は黒色又は明るい青色とし、②は黒色とする。

(5)



備考 ①は黒色又は明るい青色とする。



備考

- 1 上記の形は基本形であり，必要に応じて他の形を使用する。
- 2 色付きの場合については，髪の毛は黒色とし，頭はうす青色とし，桃はうす赤色とし，桃の葉は青緑色とし，顔及び手は明るい赤味黄色とし，口は灰味黒色とし，舌はうす黄味赤色とし，ネクタイ，服及びズボンは青色とし，バッジはうす黒色とし，バッジの階級表示及び星は黄味だいたい色とし，バッジの星の周囲は紺色とし，ボタンは黄味だいたい色とし，ライン及び長靴は明るい灰味黒色とする。



備考

- 1 上記の形は基本形であり，必要に応じて他の形を使用する。
- 2 色付きの場合については，髪の毛は黒色とし，桃及び桃の花はうす赤色とし，桃の葉及びかんざしは青緑色とし，顔，手及び足は明るい赤味黄色とし，口は灰味黒色とし，舌はう

す黄味赤色とし、ネクタイは黄味赤色とし、服及びスカートはもも色とし、バッジはうす黒色とし、バッジの階級表示及び星は黄味だいたい色とし、バッジの星の周囲は紺色とし、ボタンは黄味だいたい色とし、ラインはうす黄色とし、靴は黒色とする。

なお、ネクタイ、服及びスカートは青色を使用することができる。